

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第  
四項の法人を定める政令

内閣は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構

二 国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人茨城大学、国立大学法人岩手大学、国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人鹿児島大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人九州工業大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人熊本大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人千葉大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人電気通信大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京海洋大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京農工大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳥取大学、国立大

学法人富山医科薬科大学、国立大学法人富山大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人名古屋工業大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人新潟大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人弘前大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人福島大学、国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人北海道大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人宮崎大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人琉球大学及び国立大学法人和歌山大学

三 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構

四 核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所

五 日本環境安全事業株式会社

## 附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 理由

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、環境報告書の作成及び公表を行わなければならない法人を定める必要があるからである。